

# 令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施中

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

## 1. はじめに

厚生労働省では、毎年5月から9月までを「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」と定め、職場における熱中症対策を進めています。また、令和5年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめて公開しました。本稿では、令和5年の熱中症による労働災害発生状況と令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のポイント等を紹介します。職場における熱中症対策の点検や取組強化に活用ください。

## 2. 令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

### (1) 死傷者数の状況

令和5年の職場における熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下、合わせて「死傷者数」という）は、1,106人でした。このうち31人の方が亡くなっており、過去10年では最も多い人数となっています。死傷者数も2018年に次ぐ高い水準といえます（図-1）。

### (2) 業種別発生状況

次に、業種別の発生状況をみてみます。過去5

年間（2019～2023年）で捉えると、建設業、製造業、運送業という順で多く発生しています（図-2）。また、死亡災害では、建設業が最も多く54人、次いで製造業、警備業の18人となっています（図-3）。本稿をお読みの皆さまには、建設業及び警備業で死亡事故が多く発生している状況について改めて認識していただきたいと思います。

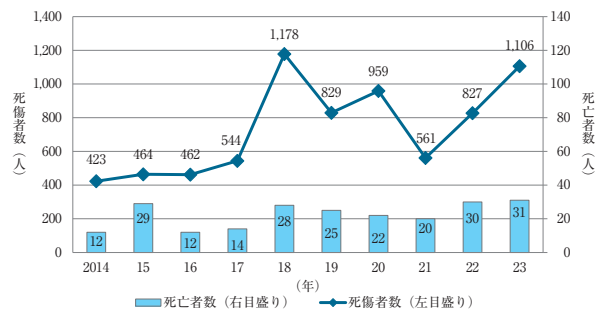


図-1 職場における熱中症による死傷者数の推移

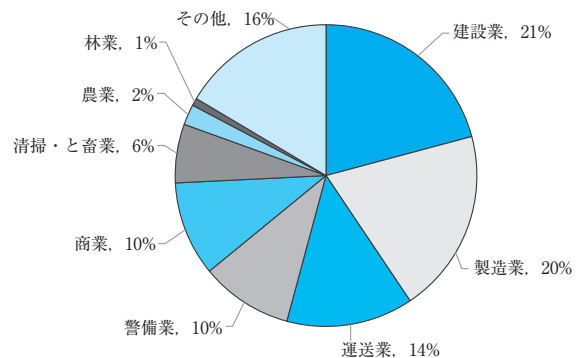


図-2 熱中症による業種別死傷者数の割合 (2019年～2023年計)

(3) 月・時間帯別発生状況

過去5年間（2019～2023年）でみると、全体の約8割が7月及び8月に集中していますが、6月や9月にも発生していることが分かります（図－4）。したがって、早い時期から熱中症対策に取り組む必要があります。暑さ指数（WBGT）把握が有効といえます。

次に、時間帯別でみると、死傷者数は15時台が最も多くなっていますが、必ずしも気温の高い時間帯だけではなく、どの時間帯でも発生しているので注意が必要です。また、日中の作業終了後、帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースもみられます（図－5）。

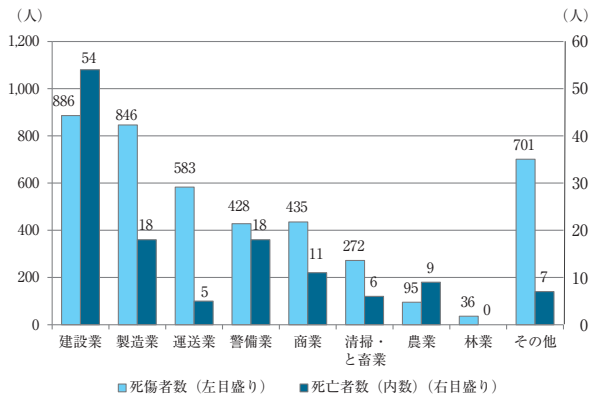
(4) 年齢別発生状況

過去5年間（2019～2023年）でみると、死傷者全体の約5割が50歳以上の方ですが、若年層でも一定程度発生していることが分かります。高

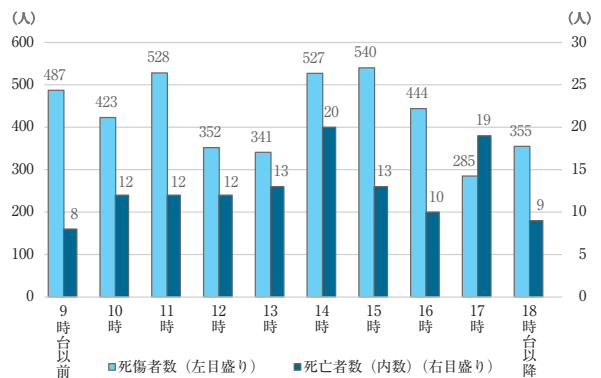
年齢者に熱中症リスクの高い方が多いと思われ留意が必要ですが、一方で、若年層にもしっかりと注意を払う必要があるといえます（図－6）。

(5) 死亡災害の事例

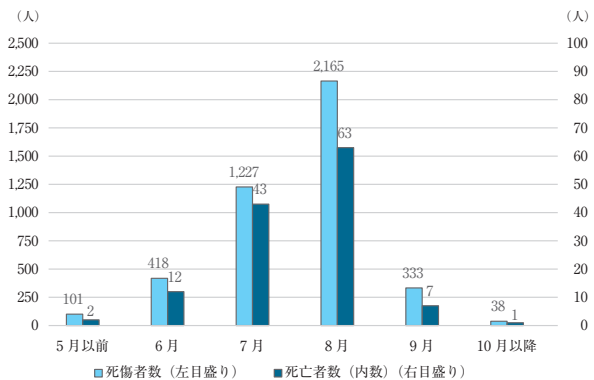
令和5年は職場における熱中症により、31人の方が亡くなりました。皆さまの職場で熱中症による死亡災害を発生させないためには、どのように熱中症が発生し、どのようにして死亡に至っているのか、発生状況を知ることが重要です。これまでの発生状況をみてみると、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握しておらず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていない、と思われる事例も多数認められました（表－1）。



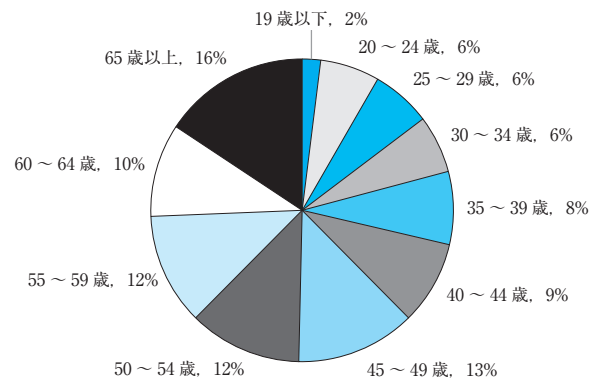
図－3 熱中症による業種別死傷者数 (2019～2023年計)



図－5 熱中症による時間帯別死傷者数 (2019～2023年計)



図－4 熱中症による月別死傷者数 (2019～2023年計)



図－6 熱中症による年齢別死傷者数の割合 (2019～2023年計)

表－1 2023年の死亡災害の事例について

暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例	25件
熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例	18件
発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例	28件
熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例	12件

特に、糖尿病など、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがある疾病や所見を有している方に関しては、なお一層、事業者による健康状態の把握が重要となります。

表－2に、建設業・警備業における死亡災害事例の一部を掲載します。

なお、厚生労働省では、令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を取りまとめて公表していますので、詳しくはそちらをご覧ください\*1。

### 3. 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」による重点的呼びかけ

職場における熱中症による死傷災害について、令和5年の発生状況を中心に、その推移や特徴をみてきました。夏季を中心に職場において熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあります。このため、厚生労働省では、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、毎年5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。これにより、全ての職場において熱中症対策が講じられるよう広く呼びかけています\*2。

本キャンペーンでは、特に次の3点について重点的に呼びかけています。

- ・暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ・作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及

表－2 建設業・警備業における死亡災害発生事例

月	年代	気温、WBGT	事案の概要
6月	80歳代	気温 27.0℃ WBGT 26.3℃	被災者は屋外の工事現場で警備業務に従事していた。途中で20分の休憩を取り、現場に戻った際にふらついて後方に倒れた。意識があり、日陰で1時間休憩後、タクシーで病院へ行き、その後病院で死亡した。
7月	50歳代	気温 31.6℃ WBGT 27.4℃	被災者は8時30分から17時頃まで適宜休憩を取りながら住宅造成工事現場にて外周擁壁に係る型枠組み立て作業に従事していた。17時15分頃作業終了後の片付け中に被災者が急にふらつき、地面に横たわったため水分補給させていたが、17時47分頃被災者からの応答がなくなり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
8月	20歳代	気温 36.0℃ WBGT 31.1℃	被災者は8時頃から16時まで水路の除草作業に従事していた。除草用具の片付け作業をしていると、被災者の姿が見当たらず、16時30分頃にうつ伏せの状態で見つかり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

#### ほすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

職場における労働衛生対策は、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理が基本です。これに労働衛生管理体制と労働衛生教育を加えた5原則は、熱中症対策においても基本となる取組です。そのため、まず、どのような作業環境なのかを知ることが必要です。

自分たちの作業現場は、熱中症の危険性がどの程度なのか、高まっているのかを、客観的に確認するため、暑さ指数（WBGT）を把握し、作業場所において基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じることが必要です（例えば、酸欠のリスクのあるタンクに、酸素濃度を測らないで入ることはあり得ませんが、熱中症対策では暑さ指数（WBGT）の把握に相当するので、対策を講じる上で極めて重要といえます）。

暑さ指数（WBGT）の把握は、WBGT 測定計（JIS 準拠のものを使用ください）で自分の職場を測定することが基本ですが、できない場合は、熱中症予防情報サイトで確認してください（二次元コードはこちら→）。



なお、本年から改正気候変動適応法が施行され、令和3年からの「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置付け、「熱中症特別警戒情報」が新設されました。それに基づき、「熱中症特別警戒アラート」、「熱中症警戒アラート」が発令されることになりました。「熱中症警戒アラート」は、昨年約1,200回発表され、一昨年の約1.4倍に達しましたが、「府県予報区内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33に達すると予測される場合」に発令されます。

本年から新たに発令される「熱中症特別警戒アラート」は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される場合」に発令されます。「熱中症警戒アラート」は前日午後5時及び当日午前5時頃、「熱中症特別警戒アラート」は前日午後2時頃に発表されるので、あらかじめ発令状況を確認した上で、当日または翌日の作業計画を立てることも重要です。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」では、まず暑さ指数（WBGT）を把握し、それに応じて対策を講じることを求めています。暑さ指数（WBGT）を把握していない職場では、ぜひ実施してください。なお、実測した暑さ指数（WBGT）は、作業ごとの身体作業強度や衣類、暑熱順化の状況によって評価する必要があります。

特に、キャンペーンの重点取組期間（7月）中に、事業者において実施していただきたい事項は次のとおりです。

### (1) 作業環境管理

暑さ指数（WBGT）の低減対策について、効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

### (2) 作業管理

- ① 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿ってそれを行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。
- ② 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等による確認の徹底を図る。

### (3) 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認、巡視の頻度を増やす。

### (4) 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

### (5) 異常時の措置

キャンペーン期間中に実施する異常時の措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

#### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

#### 4. 職場における熱中症予防ポータルサイト

厚生労働省では、熱中症ポータルサイト<sup>※3</sup>を開設し、本キャンペーンの取組をはじめ、事業場での熱中症対策を支援するため、講習動画や企業の取組事例等を提供しています。

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」<sup>※4</sup>をはじめ、さまざまな情報を発信しており、掲載している資料等は、どなたでも無料でダウンロードできます。各事業場での教育等に活用してもらいたい、と考えています。

#### 5. おわりに

具体的な取組内容については、令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱をぜひ読んでいただきたいと思います。その中でも言及していますが、個々の事業場、現場において実情に合った作業計画を作成し、取組を進めてください。

熱中症は、適切な予防法を知っていれば（ほとんどの場合）防ぐことができるといわれます。「自分たちの職場から熱中症による死傷者を出さな

い」という決意を持って臨んでほしいと思います。本稿で紹介したデータや各種ツール等は厚生労働省ホームページで提供していますので、ぜひご活用になり、職場における熱中症対策に一層取り組んでいただければと思います。

##### 【厚生労働省ホームページの熱中症関連サイト】

- ※1 令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40473.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html)
- ※2 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>
- ※3 熱中症ポータルサイト：学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ※4 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

